

東京都児童福祉審議会第5回専門部会 議事録

1 日 時 平成17年3月22日(火) 午後6時～午後8時23分

2 場 所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

3 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 「中間のまとめ」(案)について

4 出席委員

部会長 庄司順一委員
委 員 大谷久雄委員、瀬戸純一委員、田辺まさ子委員、村井美紀委員、
山田昌弘委員 江川修己臨時委員 工藤定次臨時委員、
渡辺利子臨時委員
オブザーバー 網野武博委員長

5 資 料

- (1) 東京都児童福祉審議会 専門部会委員名簿
- (2) 東京都児童福祉審議会 専門部会行政側名簿
- (3) 東京都児童福祉審議会 「中間のまとめ」(案)

6 議事録(全文)

開会

○中山少子社会対策部計画課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。初めに、委員の皆様のお出席につきまして御報告させていただきます。

本日は鈴木委員が所用のため御欠席と連絡をいただいております。福田委員が遅れていらっしゃいますが、ほかの皆様は御出席でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

お手元の資料の御説明をいたします。資料1は当審議会専門部会の委員名簿でございます。資料2は行政側の名簿でございます。資料3が「中間のまとめ」の現在の調整案でございますが、皆様にお詫びを申し上げます。金曜日にこれを郵送して、御自宅のほうにお届けをしたつもりでございましたけれども、届いていない方が多かったですようでございます。大変

申しわけございません。お配りしてございますので、御覧いただきまして、後ほどゆっくりと御審議をお願いしたいと存じます。

本日の議事内容につきましては、後日、東京都福祉保健局のホームページで議事録を公開する予定でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、庄司部会長に進行をお願いいたします。

○庄司部会長 こんにちは。年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。この時期が一番時間の余裕が持てるという方もおられるかもしれませんが、また、この時期こそ一番お忙しい方もおられると思います。そういうお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、当初本委員会を開催する予定でしたが、前回の専門部会の際に、もう1度専門部会を開催するというお話がございましたことを踏まえ、専門部会に切りかえての開催となりました。本日の議論の流れも踏まえながら、今後の予定については最後に御相談させていただく時間をとらせていただきたいと思います。

それではまず、「中間のまとめ」(案)について事務局から説明を受け、続いて意見交換に移りたいと思います。先ほどお話しがりましたが、私自身もここに来てこの「中間のまとめ」の案を見たという状況ですので、少し丁寧に説明をしていただきたいと思います。中身はこれまでの議論を踏まえ、特に前回の議論、意見を受けて修正したという形になっているかと思ひます。また、今回専門部会を開くことができましたので、1回余分に議論ができる、議論を深められるのではないかと思ひます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、資料3の御説明をさせていただきます。前回まで当専門部会で様々な御意見をちょうだいいたしました。事務局としてもできるだけ皆様方の御意見を尊重しながら、この「中間のまとめ」をよりよいものにしていくということで、部会長とも相談しながら整理をしまひりました。本日は表紙と、後ろのほうには参考資料もつけて、最終的な形により近づけたつもりでございますけれども、順を追って御説明させていただきますと存じます。

まず目次をお開きください。この全体の構成につきましては、これまでお示しをしてきたものと変わってはおりません。「はじめに」のあと、第1から第4までの構成で、最後に「おわりに」が来ます。それから参考資料をつけるという形で整理をさせていただいてございます。

それから、本文中の欄外に、語句の説明文を小さい文字で入れさせていただいております。この辺も、この表現の仕方でいいのかどうか、よく見ていただいた上で、御意見等をいただきたいと思いますと存じます。

それでは順を追ってご説明をさせていただきます。基本的に前回お示した中身と変わ

った部分につきましては、アンダーラインを引かせていただいております。その他1センテンスを丸々つけ加えたもの、あるいはそのまま削除してしまったもの等ありますが、全体の流れとしては同じでございます。いただいた御意見を踏まえて整理をさせていただきました。

まず1ページ目の「はじめに」のところでございますが、ここは前回とかなり文章を変更してございます。中身は基本的に変わっておりませんが、前回、少子社会の現状と基本認識といったものをきちんと整理して書く必要があるというような御意見もありましたので、全体的に、皆様方の意見や東京都の基本的な認識といったものをここに入れ込ませていただきました。表現方法と申しますか、文章としては全体的に整理しましたが、中身は基本的に同じトーンで通しているつもりでございます。

2ページ目では、○の2つ目、「きょうだい」の漢字を平仮名に変えました。それから、欄外に脚注をつけました。

3ページ目の○は、前回「真の自立」という表現であったものを、「自立」という表現に変えてございます。それから、最後は、「意見具申するものである」という表現だったんですが、「中間のまとめ」ということでもありますので、今回は「提言」という言葉で整理をさせていただきました。以上が「はじめに」の部分でございます。

続いて、4ページの「第1 社会的養護の下に育つ子どもへの自立支援の必要性」のところをお開きください。最初のセンテンスは、前回の意見を踏まえて入れさせていただいた文章でございます。「今日の東京の青年は、不安定な状況に置かれている。高卒者の約半数がアルバイトや契約社員などの不安定雇用となっており、倒産やリストラ等により収入途を絶たれることもある。また、価値観も多様化し、結婚や出産に魅力を感じない人もいる」という表現といたしました。

それから、○の3つ目では、前回「通学」という表現だったものを「進学」と変えてございます。

○の4つ目は、いただいた御意見を踏まえて、アンダーラインのところを全面的に加えました。「自然な成長・発達の過程で迎えるべき自立の時期が、制度上、原則として18歳とされているため、措置が解除されることになる。また、18歳未満であっても、中卒後就職する者や高校中退する者も、措置解除になってしまう場合がある」ということで、丁寧な表現にしております。

それから、次のセンテンスも、アンダーラインのところをつけ加えております。「年齢相応の基礎的な生活能力や」、それから「独り暮らしや就労せざるを得ない場合も多く、生活を営むという側面においても、就職して仕事を覚え、かつ職場での人間関係に対応することにも困難さを抱えて退職してしまう者も多い」、それから「親身になって相談できる周囲の人間関係や支援体制も不十分な現状にあり、そのため自己の責任で対応していかなければならない」という表現を追加しております。

一番下の○は、「また、現在の社会的養護の下にある子どもの多くが、それまでの家庭生

活の中で、十分な愛情を経験していなかったり、愛着関係が形成されていなかったり、不適切な養育環境に置かれていたりすることによって、情緒面、知的面、行動上のさまざまな問題を抱えているため、自立を果たすのは容易ではない」という表現に変えさせていただいております。

それから、5ページの2つ目の○では、「基本的信頼関係（あるいは愛着関係）を基盤とした心理的な安定が自立支援に必要な前提条件であるにもかかわらず」という言葉を追加したほか、「一日の生活の中で複数の職員が入れ替わりでかわらざるを得ない体制にあり」という表現としております。

4つ目の○は、「健全な成長・発達、及び自立支援を社会的責任において果たすため」という表現にしました。それから、「入所時から自立に至るまで、退所後も含めて」という表現にしました。

次のセンテンスでは、「自立のプロセスの途中で放り出されることがないように」という表現を加えております。

それから、一番下の○は、御意見を踏まえて全文つけ加えました。「また、家庭で養育を受けていても、親の養育力が弱かったり、進学や就職、生活上の問題を抱えたときなどに親の支援を期待できない子どもがいる。そうした子どもたちも社会的な支援を必要としていることを忘れてはいけません。ここで述べる社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援の方策は、自立困難な青年全般への支援策のモデルともなり得るものであることを踏まえ、発展的に捉えていくことが重要である」という表現にしております。

6ページの「第2 自立支援を考える視点」というところに移ります。「1 自立とは何か」の最初の部分も、御意見を踏まえて変えてございます。「『自立』とは、単に他者に頼らず一人で何でもできる状態と捉えるのではなく、独立した存在であると同時に、社会生活を送る中で、人と人との関係を前提としながら自己実現を図っていくプロセスも含むものである。社会的養護の下に育つ子どもの自立を、社会的、心理的、経済的の三つの視点からアプローチして定義すれば次のようにいえよう」という表現です。

次の○では、「社会的な視点」と、「視点」という言葉を入れさせていただきました。それから、「コミュニケーション能力を含めた人間関係形成力」という表現にしました。

3つ目の○は、「心理的な視点としては、自己を肯定的に受け止めることができ、社会で主体的に生きようとする自立心、他者との協調の中で自らの意思で判断し」という表現に、4つ目の○は、「経済的な視点としては、何らかの仕事につき、そこから生活するための糧を得る、すなわち働いて生活するための収入を得る能力」という表現としております。

次の○では、「自己実現を図っていく」という言葉を追加させていただいております。

それから、「2 自立支援の方向性」では、最初の○に「人間関係（愛着関係あるいは基本的信頼関係）」という言葉と、「周囲からの支援」という言葉を追加してございます。

6ページから7ページにかけては乳児院の記述をつけ加えてございます。「一時保護所への入所が難しい乳幼児は、乳児院に直接入所する措置がとられるため、乳児院と児童相談所

において、子どもの状況を見ながら、保護者の意向も踏まえ、この援助方針を決めることになる」という表現です。

8ページに移りますが、ここからは「第3 社会的養護の現状と課題」となります。最初の○では、「育児不安やストレスに陥りやすい状況にあり」、「子どものしつけに混乱をきたしたり、不適切な養育に気づかなかつたり」という表現を追加しております。

次の○では、「長引く不況の影響で経済的な破綻から養育困難に陥る家庭もあり」と、御意見を踏まえて表現を変更しました。

1の最後の「このように」のセンテンスでは、「特に、虐待経験によって問題を背負わされた子どもたちにとっての自立は、いわばマイナスからのスタートともいえる。信頼できる大人との関係を基盤とした健全な成長・発達を促進していくために、より手厚い支援が求められる」という表現を追加しました。

次に9ページ、上から2つ目の○です。児童養護施設の記述ですが、これも御意見を踏まえて入れました。「児童養護施設は、特定の大人が特定の子どもを担当できる体制にはない。親子分離を体験した子ども、特に虐待体験のある子どもにとって、基本的信頼関係を特定の大人と築くことは、日常的な精神の安定を確保することにとどまらず、他者との関係形成の基盤となる人間関係の体験という意味においても重要であり、十分に関係を形成するための体制をいかに確保していくかが課題である」。

次も御意見により追加しています。「また、虐待を経験した子どもたちが抱えがちな心理的もしくは行動上の問題やADHD、LDといった診断を受けた子どもに対応するためには、施設職員には高い専門性の確保と心理的サポートが必要である。職員に対する十分なスーパービジョンをはじめとするサポート体制や研修体制を整備し、職員自身が追い詰められても子どもへの不適切なかかわりに陥らないようにしなければならない」という表現です。

10ページでございますが、ここも○の3つ目を全文挿入させていただいております。「さらに、入所前の家庭生活の中で、心理的に安定し落ち着いて学習に取り組める環境が確保されていなかったために、入所後に学習の遅れが目立つ子どもも多い。こうした子どもへの学習支援はボランティアなどを活用して行われているものの十分とは言い難く、小学校や中学校での学習についていけない、高校や専門学校等の進学に支障をきたすなどの現状があり、これが中途退学につながることもあり、職業の選択肢を狭いものとする」という表現でございます。

それから、10ページの一番下の○は、「養子縁組里親制度の意義は認められるが、養子縁組に適する子どもが少ないことや、縁組後は児童相談所が能動的に家庭にかかわりにくい面があることから」という表現としました。

次に、11ページの一番上です。欧米諸国の例を具体的に記述しました。「例えばアメリカやイギリスでは、社会的養護を受ける子どもの」というところです。

12ページは大きな変更点はございません。

13ページでは、雇用形態のデータを入れたいという御意見を受け、表の一番上に雇用形

態、正社員、パート、アルバイト、それぞれの割合を新たに入れたほか、文章も最初の○のところに追加しました。「雇用形態は、正社員73.6%、パート・アルバイトが26.4%である」という表現でございます。

それから、14ページの一番上です。「保証人としての」という表現をつけ加えました。

次の○では、「債務を負担する場合もあることを覚悟で」という表現に変更してございます。

最後の○は、「子どもの自立にとって効果が高いことを踏まえ、学習ボランティアを活用するなど、さらに充実していく必要がある」という記述を追加しております。

15ページの「第4 これからの自立支援のあり方」に移ります。「1 社会的養護の基本的考え方」の4つ目の○は、「子どもが自立するために必要な基本的生活能力、人間関係形成力、自己決定能力などが総合された『生きる力』」という表現に変更しました。

次の○は、「子どもの心の安定と育ちを支援する機能」という表現にしたこと、それから、「アフターケア機能」という表現としました。

次の○では、「子どもの心の安定と健全な成長・発達を支援する機能」という言葉に変えさせていただいております。

それから、16ページですが、表題を「2 社会的な視点からの自立支援」と変えております。

「ア 養育家庭制度」のところでは、御意見を踏まえまして、○の3つ目を全文挿入いたしました。「施設に入所中の児童についても、毎年自立支援計画を見直す際には、養育家庭への委託の可能性を検討すべきである」という表現です。

17ページに移りまして○の2つ目、レスパイト・ケアの部分ですが、「養育家庭にとっては手続きが煩雑であることに加え」という表現を追加してございます。

1つ飛んだ○のところでは、「施設実習」という言葉を「体験学習」という表現にしました。

それから一番下の○、これも御意見を踏まえて一文挿入いたしました。「また、養育家庭が、区市町村が実施するショートステイ事業での子どもの受託先となったり、ファミリー・サポート・センターなどの地域の子育て支援機関と連携することは、養育家庭が地域に根ざしたものとなり、制度の普及と、養育家庭の養育力を高めることにもつながるため、積極的に推進すべきである」というように、地域との関係の記述を加えさせていただいております。

18ページでは、「きょうだい」の漢字を平仮名に直しております。

「イ グループホーム制度」に移りますが、19ページの上から3つ目、「このようにグループホームは子どもの育ちにとって望ましい運営形態であるが」の後が少し変わっております。「物件確保の難しさと、職員の労働が加重になりがちなことから、未実施の施設が多数ある。東京都は、家庭的養護の割合を高めていくために計画的に増設を図っていくべきであり、当面は、全施設での実施に向けて、物件確保の支援や、職員をサポートできる体制

づくりなどの支援に積極的に取り組んでいく必要がある」という表現にしました。

それから、20ページでございます。上から3つ目の○は場所を変更いたしました。

5つ目の○は、最後のところに「本園での受入促進やきめ細やかな支援体制の整備」という表現を追加しました。

最後の○は、「本来子どもにとって一番望ましい家族の再統合が一層進むよう」と、家族再統合の部分に強調すべきというご意見を踏まえて、このような表現としています。

それから、21ページの最初の○は、「ただし、虐待ケースでは家族再統合が困難な場合もあり、再統合のための慎重なアセスメントが重要である」という文章を追加しています。

「3 心理的な視点からの自立支援」のところでは、大きな変更はございません。

22ページに移りまして、「4 経済的な視点からの自立支援」では、○の4つ目になりますが、御意見を踏まえて、「また、地域で仕事を持って生活していくための第一歩となるよう」という表現を加えました。

23ページは特に大きな変更はございません。

24ページは、○の2つ目に、「ネットワークを支援、子どもの状況に応じたきめ細やかな自立支援を行っていくため、専門性のある職員の確保についても、検討することが望まれる」という表現を追加してございます。

続いて、25ページの「おわりに」でございます。最初のセンテンスを少し書きかえまして、「次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会を実現するためには、行政はもとより、社会全体で本格的に取り組んでいかななくてはならない」という表現にしました。

それから、○の6つ目では、「それぞれの役割を明確にして」という表現を追加してあります。

次の○、国への働きかけの記述のところでは、「大学等に進学した子どもの措置延長や子どもが借りた修学資金等の連帯保証人制度の構築など、国において実施すべき施策等については」と、具体的な事例を入れてございます。

一番下は、少し具体的に記述しました。「この『中間のまとめ』では、社会的養護の下に育つ子どもたちが、困難な状況下にあっても『生きる力』を身につけ、社会の一員として次代を担っていけるよう、18歳という年齢を超えても、入所時から自立に至るまでの継続した支援の必要性を提言してきた。この提言を踏まえ、都の社会的養護システムを家庭的養護を中心とするものに変革し、自立援助ホームを中心に社会的養護システムが整備されることを期待する」としてございます。

最後に参考資料です。1番目は「東京都の子どもの数の推移」ということで、年齢区別で昭和50年から平成16年までの、ポイント、ポイントの年を抽出したデータでございます。

2番目は「社会的養護の下で育つ子どもの数」ということで、まず「養護需要の推移」として、平成6年度から15年度までの、施設ごとの定員、入所児童数、入所率を記してございます。次は「学年別児童数」ということで、小・中・高校生、その他の学年別に、児童養

護施設入所児童数、里親委託児童数を記した資料でございます。それから、次は、「都内児童養護施設等被虐待児童数」として、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院の施設数と入所児童数、それから措置時の被虐待児童数、入所後に判明した被虐待児童数等を記載してございます。

3番目は「社会的養護の体系」でございますが、まず、都における社会的養護体系を図でお示ししてございます。次は「制度の概要」ということで、それぞれの施策、あるいは施設等の概要と、施設数、入所児童数等を記載した資料となっております。

以上が、現時点での「中間のまとめ」（案）の説明でございます。御審議のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○庄司部会長 ありがとうございます。

今日にした委員もおられるということで、少し丁寧に御説明をいただきました。なじみのある文章、それから、これまでの議論を踏まえて修正された点が入っています。ちょっと聞き落としたかもしれませんが、13ページの表の数字と、それから13ページの一番上の○、雇用形態の数字の違いは。

○中山少子社会対策部計画課長 すみません、表の数字が正しいものです。

○庄司部会長 それから、前回の議論で提言の部分が見えにくい、また文章が少しわかりにくいということがあって、文章は随分読みやすくなった感じはするんですけども、提言等を少し整理した形で示すような、そういった工夫は今検討されているというところでしょうか。この報告書の、特に第4のところの記述の仕方が、事実を述べているものと、提言とが混在したりしているので、提言は提言だけで、例えば最初とか最後に整理したらどうかというような意見もあったんですけども、そのような書き方の工夫は考えているというところでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 はい。

○庄司部会長 それから、何度か見ていくうちに気がついてくることがあります。一つは、4ページの措置解除の年齢に関するところで、15歳で措置解除になる子どもの割合というのが、もしわかったら、後日でいいのですが資料を送っていただきたいということと、それから、逆に18歳を過ぎてても児童養護施設、里親で措置延長をしたケースがどれぐらいあるのか、あるいはその理由などもわかりましたら、後で教えていただきたいと思います。もう一つは、17ページの、里親のレスパイト・ケアについてですが、低調であるとなってますけれども、実績はどれぐらいあるのか、これももしわかったら、後日お教えいただければと思います。

前回の議論を踏まえておおむね修正されていると思うのですが、これを御覧になって、御意見等をいただきたいと思います。それで、時間の関係もありますし、できたら、特に第4のところを少し議論したいと思いますので、まず、それまでの7ページまでのところで何かあったら、御意見をいただきたいと思います。おおむね7時ちょっと過ぎぐらいまでにとと思うのですが、この「はじめに」あるいは第1のところでは、この報告書を出す必要性、背景というものを強調するようという意見があったと思います。7ページまでのところで何か御意見がありましたら、いかがでしょうか。どうぞ。

○山田委員 細かいところを一、二点。4ページの最初の○の3行目で、「価値観も多様化し、結婚や出産に魅力を感じない人もいる」とありますが、別に入れなくてもいいんじゃないでしょうか。文脈のつながり上、何で入っているのかよくわからないというのが第一点です。

二点目は、5ページ目の一番下のところで、「家庭で養育を受けたとしても、親の養育力が弱かったり」云々とありますが、これは子どもだけに限っていいのか。前段は18歳以上にどうなったかという問題があったので、もちろんそういう子どもに対する支援とともに、親の養育力が弱かったとか、支援が得られなかった子どもがいて、それが大きくなったときの問題というところも、はっきり書いておいたほうがいいんじゃないかということです。

○庄司部会長 二点目は、若者ということですよ。

○山田委員 これだと子どもとなっているので、もちろん子ども、そして若者と並列してもいいですし、文面はお任せしますが、子どもだけじゃないという。文章の意図はそうだと思うんですけども、言葉が子どもになっています。

○庄司部会長 わかりました。第一点目も含めて検討したいと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○瀬戸委員 細かいところなんですけど、6ページに「自己実現」という言葉が二つ出てくるんです。ほかの先生方にお伺いしたいんですが、自己実現というのはなかなか難しいものなので、あまり使わないような考え方もあると思うんです。自己実現というと、何か大変な、例えば自己表現とするとか考える方もいらっしゃるって、私などは自己実現という言葉が子どもの教育、育ちの過程では使わないようにしているんです。一般に使われているのなら結構ですが、ちょっと気になりましたので。

○庄司部会長 いかがでしょうか。難しい言葉ではありますけれども、結構安易に使ってしまうところはあるかと思います。村井委員、いかがでしょうか。

○村井委員 難しいし、一般的に通用しないかもしれないけれど、キーワードとしてよく福祉の世界では使われる用語かなと私は思っているんですが。

○庄司部会長 深く考えるとなかなか難しいとは思いますが、ほんとうに大事な言葉だから深く考えなくてはいけないと思えます。(笑)

○瀬戸委員 そんなにこだわりはしませんけど。

○庄司部会長 ちょっと表現の問題として検討はさせていただきたいと思えます。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○田辺委員 細かいところなんですけど、1ページの上から3行目の真ん中に「我が国の総人口、」となっているんですけども、「我が国の総人口は、」ですよ。

○庄司部会長 はい、ありがとうございます。

○田辺委員 それと、2ページ目の○の2つ目のところは、「子どもたちの健全な育成にとって」の「い」を取る。それから、さっきの自己実現のところなんですけど、私も自己実現はほんとうはどういう意味かなというのをいつも考えていて、あまりよく意味のわからない言葉だなというのをちょっと感じていました。以上です。

○庄司部会長 それでは、自己実現について脚注も考えたいと思えます。どうぞ。

○工藤委員 ほんとうに細かいことなんですけども、4ページの脚注の4なんですけど、これ、エデュケーションが先でエンプロイメントが後じゃないですか。学習会では確かそんなふうに言っておりました。

○庄司部会長 それは調べたいと思えます。

○江川委員 イギリスではエデュケーションのほうが先だとなっておりますので。

○庄司部会長 そういう感じもしますね、時間の流れでいうと。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

私のほうからは、7ページの1行目から追加していただいた部分がありますが、ここはこの報告書で必要なのかなという感じがします。措置の一般的な流れを述べただけなので、も

しこの3行が必要でないなら、もしかすると6ページの一番下の行から要らなくなってしまふのかもわかりません。後でちょっと整理したいと思います。

それから、前回議論が出て、あいまいなままに終わってしまって、調整が難しいだろうと思った自立の年齢の問題があります。ほんとうはそんなことを言わないほうがスムーズに行くのかもしれませんが、この「自立支援の方向性」のところで、一つの提案ということで皆さんの御意見をいただきたいのですが、○を1つ追加して、「心理的な視点からは、自立への支援はいわば生涯にわたるものといえ、相談したり、ふらっと帰れる場を用意することが重要である。社会的、経済的な視点からは、特に20代後半ころまでの生活の確立、就労に向けた支援施策の充実が求められる」などの文言をつけたらどうかと思ったのですが、強く主張するものではないですけれども、いかがでしょうか。

いいとも悪いとも反応がないというのは……。 (笑)

○山田委員 私が懸念しているのは、年齢を区切ると、それまでは自立しなくていいんだなと、逆に受けとめられるというおそれがあるということです。何かそれを阻止するための脚注のようなものをつけていただければ構いませんが。

○庄司部会長 ほかにいかがですか。

○山田委員 遅くとも、というのも変ですね。

○工藤委員 先ほどの自己実現を図っていくことなんですが、自己実現というのは何だかよくわからないけれども、自立は自己決定、自己責任能力がつくということなのではないかなと思うんです。そうしますと、自立という意味合いは、子どもというか、対象者によって、年齢は本来区別されないんだけど、部会長がおっしゃるように、「心理的には」というのを入れて、「社会的、あるいは経済的には」ということで一定程度の年齢を入れるというのは、僕は基本的には賛成です。

○庄司部会長 賛成なんですか。

○工藤委員 「心理的には」というところの部分で、かなり長期的な分野も視野に入れているとすれば、どこかで経済的なものとか社会性というものを入れたほうがいいと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ。

○瀬戸委員 私はなくてもいいのかなと思っていたんですが、今のようなことを入れてもらえれば、余計いいのではないかと。やはり、いつまでやればいいんだというのが、これを

読む人にはあると思うんです。一部のところではね。それを明確にいくつと切ることはできないと思うんですけれども、心理的には、確かに誰にとっても区切りがないような話ですが、経済的、社会的にはやはりある程度のところを入れておいたほうが、読むほうとしては納得しやすいのではないかという気がいたします。

○庄司部会長 ありがとうございます。では、そういう御意見を踏まえて、最終的なステージにしたいと思いますが……。どうぞ。

○渡辺委員 心理的側面とか、就労的側面で見えていくということと、あともう一つは、多分段階で見えていくということがあるだろうと思います。自立支援の最初の、施設を出てすぐの段階というのは、子どもが施設のネットワークから離れて、その子ども自身を中心にしたプライベートなサポートネットワークができていく。それは職場の人間関係だったり、地域だったりしますが、そこである程度のサポートができると、今度は自分を中心にしたサポートの中で、何となく人間関係に守られながら、徐々に自立を果たしていける。その波に乗っていけるといってお子さんもいれば、さらにそこからこぼれていってしまうお子さんもいる。そういう段階的なことを考えると、退所した段階で、それぞれの子どもたちがそういうサポートが必要というよりは、自分でネットワークをつくっていけるといふ力があれば、時々心細くなったときにふらっと帰ってこられる場でもいい。ある時期、一定期間プライベートなサポートネットワークをつくって行って、具体的には1年とか2年とかという間のサポートを受ければ、その後、何となく自分のネットワークの中で支えられながら、社会的生活を送っていける。さらに問題なのが、その網からまたこぼれてしまうという。そういう段階的な部分もあって、すべてに一律にここまでというサービスよりは、今申し上げたような段階的サポートという視点もあってもいいのかなということ、今お話を聞いていて思いました。

○庄司部会長 趣旨はそのとおりかなと思います。ただ、項目あるいは文章としてどういった形で入れたらいいのかなと。多分、その支援の前提に、多くの方はそういうふうにおられるのではないかとも思うのですけれども。どうぞ。

○網野委員 やはり「自立」と「自立支援」というこの2つが、どうもこの意見をまとめる中で整理しきれないのかなと思います。「自立支援」という言葉は、1997年の児童福祉法改正で、法制度上の言葉として動き出して、それからいろいろな面で使われるようになったと思います。ですから、例えば自立援助ホームなど、「自立援助」という言葉は以前から使われていましたが、「自立支援」と「自立援助」の違いを申しますと、「自立支援」というのは、従来の子どもの保護する、ウェルフェアの機能だけが児童福祉、子ども家庭福祉ではないんだ、どちらかという、それこそ自己実現とか、自立とか、そういうことを全般的に

支えていくウェルビーイング的な視点なんだと、これが一番大きな方向転換だったと思います。ですから、「自立支援」という場合には、私は年齢にこだわる必要はあまりないと思います。ただ、「自立」とは何かとか、いつをもって「自立」とするのかという議論が出ると、その問題がやはり関連してくる。そうしますと、この6ページの「2 自立支援の方向性」の最初の○で、ほぼポイントはついているのではないかなと私は受けとめました。ただ、部会長がおっしゃるとおり、やはりこの問題でいろいろ議論されているので、何かもうちょっとということでしたら、「自立」と「自立支援」をもう1回整理し直さなくてはいけないかなという感じはします。かえって混乱させたいのでしょうか。

○村井委員 私は、本来は網野先生のお考えに大賛成なんです。年齢で区切るべきではないと。ただ、この「中間のまとめ」が及ぼす効果を考えるときには、まだ18歳という年齢ががんとしてあるわけですね、児童福祉法の中には。それを打ち破るために、それ以上支援が必要なんだよということをきちんと明示するという意味で部会長の意見に賛成です。根拠は何かと言われたら、年齢の根拠ではなく、18歳を乗り越えるという意味で、20代後半、30代ぐらいまでということ、あえてこの「中間のまとめ」では示してみたらどうだろうかと思ったりもしました。

○庄司部会長 この委員会ではずっとこだわっているところですがけれども、理念を考えたか、それとも、この報告書が何らかの自立支援、あるいは自立援助のための施策に結びついていくかということを考えたときには、年齢無制限にというのはなかなか難しいのかな。むしろある時期をあんまり厳密ではなく、大まかに想定したほうが施策が立てやすいのかな、そんなふうに考えているんですけれども。ほかに、どうぞ。

○大谷委員 あくまでも「中間のまとめ」ということで、都に対する提言という、その範囲でのお話ということであれば、そういう一つの区切りもあってもいいかなと。ただ、この中の5ページに、この取組みがいわゆるこういう援助を必要とするお子さんたちだけでなく、それ以外のお子さんたちのモデルケースともなり得るといった表現もありますので、そのところへの波及も一応念頭に置いておく必要があるんだろうなという気がします。答は申し上げられないのですが、非常に慎重を要する部分じゃないかなという気がいたします。

○庄司部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○工藤委員 僕はこれを前々から読んでいて、いつまで審議すればいいのかなという、ほんとうに不安に駆られています。これはここで言うといいのかどうか、実は里親になりたいという友人がいるんですが、委託された子どもをいつまで育てればいいのかという問題、不確

定な育ちみたいな問題に対する、ある種の恐怖心みたいなものがある。僕らもひよっとしたらかかわれないなと思うのは、明確じゃないんですよ、時期が。25歳なら25歳で経済的自立をと言われるのは、おっしゃるとおり、僕はそれで自立できる人間ばかりではないということは認めますよ。ただし、具体的にどうするのかと言ったときに、この報告書を読んだ人が読んだ場合に、ちょっとかかわりきれないなという思いを持つということも事実だと思うので、できるだけどこかで、暫定的ではありますがという表現を入れるなりした上で、これに限ってですけれども、区切りをつけるということではいかがでしょうか。

○大谷委員 すみません、今のお話を伺って。要はゴールをどこに置くかだと思うんです。要するに、ある一定年齢まで面倒を見たら、そこから先は各子どもさんたちの個人の考えていくことだということか。であるとすれば、逆にその年代までにどうしたらほんとうに自立できるのかという施策をつくるかどうか、そのところが分かれ目になるような気がいたします。そうであれば、18歳なのかいくつなのかという決め方はあり得るのだらうと思います。

○庄司部会長 そこはやはり網野委員長がおっしゃったように、「自立」と「自立支援」ということの区別につながってくるのかなと思います。ただ、いつまでもというのも一つの考え方で、むしろ18歳で措置を解除される、その子たちに何ができるか。そのずっと先のことではなくて、18歳のときに。例えば、私自身は大学進学率をもっと高くしたい。そういうことを考えると、自立自体は将来をかけて達成していくものだと思いますけれども、特に社会的養護の下にいて、18歳で施設を出ざるを得ない子どもたちに何ができるかということを見ると、いつでも帰ってこられる場ももちろん必要ですし、だけどその子たちがジャンプする、それを支える踏み台みたいなものをここで提言できたら。そんな気持ちを持っているんですけれども、網野委員長、いかがでしょうか。

○網野委員 先ほど、「自立援助」と「自立支援」という、また余計なことを申し上げましたけれど、脚注で何か書くことも一つの方法かと。本文ではなかなか難しいかと思います。それともう一つは、「自立支援の必要性」の中に文章として加えるかどうかですが、年齢も発達段階も、自立の課題も含めて、ここで言う「自立支援」ということの意味を書く。例えばおっしゃるように、まさに児童養護を受けている子どもたちの進学率を高める、これも明らかな「自立支援」ですね。もう一方で言えば、安定した就職志向、これも「自立支援」です。ですから、今のお話をもし整理されるとしたら、第2の「自立支援の必要性」の中にそういう背景を書くか、あるいは脚注で、「自立」と「自立支援」をこの報告書ではこういうふうに整理していると書くかということでしょうか。

○工藤委員 今、18歳までは養護施設等で措置されていますが、年齢が、25歳、まあ3

0歳になるのかわかりませんが、明らかに18歳より上がっていく方向にあるわけですね。一般的に子育てする人間が、25歳までは子育てを親の責任としてやりましょうといった場合に、それを承知するのかわからないのかという問題。世間とずれ過ぎてしまう措置の問題ということでいうと、誤解を恐れずに言いますが、あまりにも優遇され過ぎるという観点でとられてしまうということに対しては、いかにお考えになるのかということも、バランス的には重要だと思えます。僕は、世間一般の受け止め方は、親として養育する年齢が25歳となるのにも、親が25歳まで育てなければいけないのかというような感覚だと思います。僕は30歳までと言っていますけれども、それはもう大きな問題になるだろう。差別主義者だと言われるかもしれませんが、一般的な人間の感覚からすれば、25歳ぐらいまで措置が延長できるんですよとなった場合に、相当、過保護的なものだという感想を持たれるということ。それでもあえて25歳で切るということに関していえば、相当延長したと僕は思っていますが、それを一般的感覚としてとらえるということもちょっと考えておかないと、相当ずれます、これは。

○庄司部会長 一般には25歳ぐらいまで子どもを家で見ようと親は考えている。だけど、施設の子どもは18歳で出ざるを得ない。それを25歳まで例えば延ばすということは、施設は過保護だということですか。

○工藤委員 そうではなくて、一般的には、親でも25歳まで子どもを保護しましょうと至るまでは相当大変なんです。それを25歳までという文言が入ったときの問題、それをさらに制限がないというような形になってしまえば、相当乖離が生じて、一般に育てるという社会構造から離れ過ぎてしまって、ちょっと別な感覚が生じてきて、何らかの危険性があるのではないということも感じますということによっておきます。

○江川委員 やはり児童福祉審議会ですから、児童をどういうふうに規定するかということがとにかく、いの一歩にあるわけで、4ページの中段、3つ目の○にある、「18歳を迎えると」ということが制度上の原則である。確かに児童福祉法には20歳までの年齢延長が認められています。これは病欠で学校に通ってなかった子が3年生をもう1回やるとか、そういうことができるようにということで、20歳までという特例があるんですが、原則として、やはり児童福祉審議会が児童を審議している以上は、18歳未満ということがどうしても規定されている。

長きにわたってというか、私がこの仕事を27年やっている中で、この仕事についてころやしばらくの間、今から25年ぐらい前までは、在園中に問題さえ起こさなければいいんだというぐらいのことを言い切っているような職員もかなりいたわけです。18歳までが自分たちの責任の範囲、テリトリーであって、それ以降に、例えば社会に出てその子が野たれ死のうが犯罪を起こそうが関係ないんだ。そういうことで、18歳までとにかく大過なく、犯

罪一つ犯さず、非行もしないでいい子でいさせればいいんだというのが主流だったというのがあるんです。ところが、何年かするうちに、自立援助ホームや、社会に出た、社会的サービスを受けた人たちの声、やはり切り捨てられていくことで、何ともできないんだという声がだんだんフィードバックされることになって、やっと、遅いですがけれども、97年の児福法の改正で「自立支援」という言葉が初めて登場してきた。今回の改正で、「自立支援」という言葉も養護施設については賞味期限を過ぎたと私は言っているんですけども、5年間の賞味期限、7年間ですか、の賞味期限を経て、自立を援助するという言葉や退所後の相談に乗るといった言葉が具体化されたので、18歳まで面倒見て大過なく過ごせばいいんだではなく、それ以降の生活に社会的養護を行った施設や里親さんも含めて、責任があるんだということが明確されたと考えているんです。

ですから、児童福祉審議会でする以上、児童は18歳までで仕方がないんですが、もし仮に東京発で提言できるのであれば、先ほど言いました、例えば施設にいてもパラサイトができる保障みたいなこと。できないわけですからね。16歳でもできないんです。16歳でもただらしている措置解除されちゃいますから。普通の一般家庭が甘やかしているのか日本全体が甘やかしているのかは別にしても、要するに、世間の常識的なレベルのところまで対応できる施設とするならば、パラサイトをしたっていいんだということ。25歳ぐらいまでぶらぶらしていて、やっと自分の方向性を見出して、そこでやっと飛び立っていてもいいんだというような大胆な提言をする以外にはないんじゃないか。法的根拠がなくなるわけですから、自立援助ホームの業界ではよく言っているんですが、青少年福祉法というものの制定ということを考えていくのが適切だろう。それは労働という観点で労働省の関係がつくってきたものだけではなくて、生きるということについての福祉の方法である。生活保護法とも分けてということなんです、そういったものを、例えば東京発で提言の一部に盛り込むのであれば、それ以降の年齢のケアということになるのかなと思うんですが。

○庄司部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○山田委員 パラサイトも出てきたので。少し日本社会論、私のパラサイトシングル論に即していえば、日本社会では親が支援するか自立するかのどっちかしかないの、社会的支援という場合にどうも親代わりというような観念ができてしまっているような気がして、多分工藤さんたちの心配が出てくるんだと思うんです。

我々のグループは、ポスト青年期と言っていて、親からは離れるんだけど、一人前にはなれない時期ができています。例えばイギリスなどでは、そういう意味で親の責任はないんだけど、自立できない青少年に対して、社会的に支援しましょうという形で親代わりの支援のレベルと、親を離れた以降の支援のレベルというのが概念的に区別できるというか、文化的に区別できてしまう状況なんですけれども、日本においてはそれが区別できないので、多分こういう混乱や心配が起きてしまうんだと思うんです。最後の25ページのとこ

ろで家庭養護を中心となると、家庭の延長としてこれをとらえようとしているのか、それともまた別の形の自立支援なんだというのとらえようとしているのかというのがはっきりしないということが一つあると思うので、私の意見は別の形での支援がいいのではないかと考えております。

○庄司部会長 ありがとうございます。

ネットワークでという形で支えていくという議論はここで出てきましたね。親が、あるいは施設、あるいは里親だけを見ていくのではなくて、地域で見ていくという、それが一つ今のお話にかかわってくるのかなと思います。

もう一点、25ページの最後のところの家庭的養護という言葉は、これは施設の代わりに里親家庭、あるいはグループホームをもう少し中心にしようということで、実家庭というようなことではない。

○山田委員 それはもちろんわかっています。

○庄司部会長 はい、ですね。

今、いろいろ御意見をいただきました。ここは事務局と私の腕の見せどころで、次回までに整理して、今度は拡大専門部会になるので、さらにどうなるかという感じもしますが、自立、それから自立支援、それから親代わりに、あるいは親が子どもの面倒を見ていくのか、地域の中で見ていくのか。その辺を少し整理して提示させていただきたいと思います。

それでは、次に第3、第4、それから「おわりに」のところに移りたいと思います。どうぞ。

○山田委員 文言上のことで、8ページの○の2番目、「長引く不況の影響で」云々のところで、「東京では」と突然出てきますが、「東京では」というのは「平成17年」の前に送ってほしい。これだと、全国では経済的事情だけれども、東京では離婚や失踪が多いと取られかねないので。入れるときに東京を別にするのを多分忘れてただけだと思います。

あとは、これも文言上ですが、10ページ目の下から2つ目の○で、「社会的養護の必要な子どものほとんどは親がおり」という表現だと、そのほかの子どもは親がないような。これは親が存命でという意味ですよ。

○庄司部会長 昔は、親が亡くなったり、行方不明でという。わかります、その辺の……。

○山田委員 文言上です。それだけです。

○大谷委員 やはり表現上の問題なんですけど、19ページの○3つ目でございますけれど

も、アンダーラインが引いてある、「物件確保の支援や」で始まるところです。支援、サポート、それからまた支援と似たような文言が続きますので、例えば「物件確保や職員のサポートできる体制づくりなどの支援」とか、あるいは最後のほうの「支援」をとるとかいうような調整かなと。

○庄司部会長 わかりました。

○大谷委員 それの一つと、それから5ページにも書いてあったんですが、ちょっとびんと来ないんですけども、施設の職員の方々の意識という問題が一つあったと思います。いろいろな制度や何かについてはいろいろな提言が非常によくまとまっていると思いますが、その職員の方々の意識の改革というところとちょっと大げさかもしれませんが、その辺に対する、いわゆる取組みというんでしょうか、そういうことの提言をもう少し書き込んだらいかかなと。それには5ページのところで、○の1個目でしょうか。「自立支援という意識が十分浸透していない施設があることである」と書いてございますけれども、これは一体なぜなのかという、その辺の事実の確認が少し必要なのかなという気がしております。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○工藤委員 基本的なことをお教え願いたいんですが、16ページとか17ページに、養育家庭への委託というのがありますが、家庭とは何を指しているんでしょうか。どういうことをお聞きしているかと言いますと、例えば里親になりたいと。夫婦だけではなくて、シングルの女性とか男性がいるわけです。自分もそういうことをしたいと、そういう人はいっぱい周りにはいるんだよというんですけども、家庭ということが、どういう人々を、どういう条件を指しているのかということをお聞きしたいと思ってお聞きしました。

○庄司部会長 養育家庭の要件ですね。

○平山少子社会対策部育成支援課長 里親につきましては、児童福祉審議会の中に、別に里親認定部会がございまして、そこで認定をしていただくということをやっております。その要件としまして、養育家庭につきましては、居室の面積的なこととか、子どもをその家庭に預けてきちんと養育されるかどうかというようなところを確認するという意味で、収入の面とか、それから両親がいなくても可能かどうかということでございますが、これについては可能です。ただし、その方以外にそのお子さんを見ていただける方がいるような状況にあるということが要件として設定されております。

○工藤委員 難しいことはわからないんですが、一人じゃだめだということですね。

○庄司部会長 結婚していなくてもいいんだけども……。

○工藤委員 それはわかります。一人ではいけないと理解してよろしいですか。

○庄司部会長 はい。

○工藤委員 わかりました。すみません。そうすると、そういう人々は里親になれないとしか言わざるを得ないということが確認できれば結構です。

○庄司部会長 どうぞ。

○江川委員 9ページの下から2つ目の○の「さらに、児童養護施設では」というところで、「いじめや性的虐待を受けた例」とありますが、性的虐待と書くことは適切ではないだろう。これは後ろのほうのページにももう1回出てきますけれども、性的虐待、「虐待」と定義づけると、まさに網野先生方や庄司先生たちが規定したように、おおむね15歳以上の年齢の者からによる行為の強要というのを「虐待」と定義づけたはずです。ここではやはり、専門用語としてですけれども、申しわけないんですが、「性的行為の強要」という言葉のほうが分類上明確というか、正確だと思います。現実に養護施設の中でも様々な問題が起こってきて、例えば中学1年生が小学生の子どもにということや、同性間とかいろいろあるんですが、やはり「虐待」という言葉ではなく、「行為の強要」としたほうがきちんとしているだろうと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、同じ9ページの3つ目の○ですが、前回、村井先生と渡辺先生からの提言では、職員配置基準が低いということ、最低基準やそれに対する公費、公的なお金の少なさから、養護施設は配置基準が少ないので、特定の子どもを担当できる体制にはないという理由が書いてあったんですが、これだと養護施設はどこ施設も担当制を敷いていないように読めます。その一段上で、「乳児院では、特定の子どもを特定の職員が担当する担当制を採用し」と書いてある以上、差別化としては明らかに養護施設は担当制ではないんだ、アバウトなものなんだと映ってしまいます。我が園は担当制を敷いております。この表現は、村井先生や渡辺先生は違う意味で前回御指摘なさったと思うんですが、いかがでしょうか。

○庄司部会長 「性的虐待」を「性的行為の強要」とするのは、そのほうが適当かなと思います。それと、今の2点目、職員配置基準に関係したところについて、これを提言した趣旨から見ていかがでしょうか。

○渡辺委員 そのとおりだと思います。

○庄司部会長　すると、ここでは最低基準の問題が落ちているということですか。

○渡辺委員　入れていただいたほうが適切になるかと思います。

○庄司部会長　それからもう1点、何か乳児院と児童養護施設が全然別の存在になりますが、措置変更の問題が大きいと思いますので、1歳、あるいは2歳での措置変更が行われるということも、ちょっと文章として追加したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○田辺委員　14ページなんですけれども、最初の○、「施設長や里親に」とありまして、「債務を負担する場合もあることを覚悟で保証人とならざるをえない」と続きますが、私はこの3行は削ったほうが良いと思うんです。といいますのは、16ページの「養育家庭制度」のところ、養育家庭制度を周知徹底するために、東京都が啓発ポスターを作成するか、体験発表大会を開くとかということがずっと書かれておりますけれども、そういう養育家庭制度を普及するための取組みが書かれていの中で、里親になった人が債務を負担する覚悟で保証人にならなければならないのかというのは、やはり納得ができない。ですから、14ページのこの3行は削ったほうが良いのではないかと思います。以上です。

○庄司部会長　現状としては、非常に深刻な、施設長、里親の課題ではありますけれども、こういう大変さばかり訴えると、里親が増えないということにもつながりかねないですね。どうバランスをとったらいんでしょうか。

○網野委員　さっき、9ページの乳児院、児童養護施設のところと言及された部分がありますが、それに関連して。私もこれは字句の表現としてですが、「特定の大人が特定の子どもを担当する」という表現よりも、例えば、「児童養護施設の子どもは常に特定の大人との関係を持ち得る体制にはない」というほうがよろしいかと。厳密に表現の内容を詳しく読もうとした人は、1対1というふうに受けとめないかなということがあります。したがって、担当制という趣旨では、「児童養護施設の子どもは常に特定の大人との関係を持ち得る体制にはない」、その上も、例えば「乳児院の子どもは特定の大人との関係を持ち得る担当制」、そういう趣旨のほうがよろしいかなと。

それから、10ページの一番下で、これも字句の表現なんですけど、養育家庭制度に対して養子縁組の場合の重要なポイントが出ています。このアンダーラインのところですが、趣旨はよくわかるんですけども、どちらかというと、「縁組後は児童相談所が家庭にかかわる上で多くの制限があることから」という趣旨のほうが、実態に即した表現かなと。能動的にかかわるか、どういうふうにかかわるかということよりも、そういう客観的な表現のほうが

よろしいかなと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。

先ほどの田辺委員の御発言に関して、14ページですね、村井委員は里親と施設と両方にお詳しいんですけども、非常に重要な課題ですが、こういった文言が入ることの影響ということも確かに考えなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○村井委員 あまり大変だ、大変だということばかりいうのはどうかというのは、とても理解できるんですけど、やはり現状として、里親さんが訴えていることは、これがかなり大きいんですね。里親さんのことは、私詳しくはないので、この前から勉強を始めたばかりで驚いているというのが実情なんですけれども、やはり事実は伝えたほうがいいかなと思うんです。そして、そういう問題を何とかするから第4のほうでは積極的になってよというふうな書き方に書き分けるということで。これを落とすと、私が思い描いているあちらこちらの里親さんたちは、かなり憤慨するかなという感じもするんですね。表現の仕方、注文つけて申しわけないですけども、やはり事実としてはこの問題に触れないわけにはいかないというのが里親さんたちの気持ちのようだと、私は最近勉強しました。

○庄司部会長 どういった形に整理すればいいですか。どうぞ。

○江川委員 自立援助ホームや養護施設で仕事をしていますと、13ページの下2行目からつながっているこの一連のことが、いわばほんとうに社会的に我々が応援ができるかどうかということでありまして、施設の園長先生の中には全く保証人にならない方が現実にはいます。一切そういうことはしないとなぜか決めちゃっている人がいまして、そういう施設の子どもたちは、職員に頼んだりしています。里親さんは、その比較でいうならば、ならない場合のほうが稀有だと思うんです、そういった場合に、自分のところで育てている子どもに、私はならないと言ったら、現実には保証人になる人がいないわけですから。例えば携帯電話の契約のときの保証人から始まって、ここにも書いてありますけれども、就職、進学、賃貸契約、最後に負う一番大きいのが、やはり住宅の実印を使った保証人ということになります。私なんかは現実的に携帯電話の会社から幾つも幾つも訴える、訴えると来ているから、訴えてくださいと適当にやっているんですが。

そういったことで、現実には親がいなくて、親代わり、先ほどの話とはちょっと違いますけど、親代わりとしての保証人は、我々がやらざるを得ないので、覚悟というか、現実には覚悟になってしまうんですが、事実、こういう問題があって、施設の側はまだましなんですけれども、里親さんはやはりそのことでほんとうに苦しんでおります。

○庄司部会長 ただ、その現実を踏まえて、どうこれを改善できるかということ、これを

個人に負わせない制度が必要だということで、書ければ……。

○江川委員 東京都はそういう制度がもう随分前から東京都の努力でありますので、現在は里親さんが仮に債務を負った場合、東京都がそれを負うという制度がきちんとできているんですが、それでいいですね、説明としては。

○庄司部会長 はい。その辺の脚注をつけるか、あるいは文章の中に入れるか。それからそういうことがあるからこそ、制度を整えることが大事だ、そんな形で整理したいと思いません。ほかにいかがでしょうか。

○工藤委員 素朴な疑問でいいですか。親が子を育てるというのは一定のリスクを負いますね。リスクも負うけれども、おもしろさも負いますね。おもしろさというものは強調されないで、つらさばかりが語られているというところに問題があるのか。あるいは、里親さんになろうとする人間というのは、こういった問題もあるんだよねみたいところを腹をくくればいいのか。腹をくくらせないで、システムが何となく生き生きと息づいていくのかみたいな問題と、それは一体どうなんでしょうか。こういうところが補てんとされたりすれば、ほんとうに里親は増えていくのか。そのところの脈絡がない。補てんする制度はあっていいんです。僕はなくていいと言っているのではなくて、その部分で言えば、本来なら里親になってよかったねというところも入ってよくて、でもなおかつリスクがあるよねという文章であるのであれば、納得できるけれども、そういうところではちょっと納得できないな。

○庄司部会長 これは、里親制度についての一般書ではなくて、都への提言を行うということなので、こういう課題があるからこうしてくださいということで、そういった意味ではどうしても厳しい状況ばかりになって、子育ての楽しさ、あるいは里親としての意義を感じるころなどの記述が、どうしても少なくなりやすいですね。ちょっとその辺を工夫して、里親としての子どものかかわりには大きな喜びも感じられるけれども、こういった課題もあるみたいな、そういった書き方にしたい。

次世代育成支援行動計画も、東京都ではないですけども、ほかのところでもそういう子育ての大変さがだけが伝わってくるという意見をよく聞きますので、大変な部分といい部分、何とか取り入れたいと思います。

それから、25ページの最後の○はいかがでしょうか。「家庭的養護を中心とするものに変革し」、それから「自立援助ホームを中心に」と書かれていますけれども。

○江川委員 この1週間の出来事を、ちょっとエピソードで。もちろんこれは議事録が公開されることを前提にちょっと内容は操作しますが、私のところに2人の青年がやってきたんです。1人は30代後半で、泊まる場所がない。今晚泊めてという話でありまし

て、30代後半と15、6歳の子と一緒に混在するのは格好悪いじゃないか、やめてくれよと言ったんです。でも1晩泊めたんですけれども。彼はある会社に勤めているんですが、勤続14年で30代後半なのに、臨時雇用なんです。あるセクションのチーフを任されているのにもかかわらず雇用契約は正社員じゃないんです。というのは、日本社会のシェアリングの中で、いいように使われている一人だと思うんですが、給料はあっても、その何十倍もの借金がサラ金にあるわけです。アパートで保証人がいなかったんで、その子は私が保証人じゃないんですけれども、保証人協会というのを使ったときに、保証人協会とちょっともめてしまって、たんかを切って出てきて泊まる場所がない。でも明日は仕事が、自分が行かないと店があかないという責任がある。ずっと泊めてよと言うから嫌だよと言ったんですね。私たちが行っている自立支援というのは、そういう意味ではまさに具体的なことで、例えば今度彼がアパートを借りるときに、じゃ私が保証人になると、リスクを負うわけです。そうした場合には、1か月か2か月分のお金を置いていけよみたいなことをやったり、それからサラ金に追われているときにも債務整理をしたり、きちんと調停を裁判所でかけて整理することが条件だよとか、30代の後半ではそういう話になるんです。

それからもう一人、20代の後半の子が来たのは、長期の派遣で地方で6か月働いて給料をもらって、その次の地方に行く間に合間にうちに来て泊まっていったんですけれども、翌日逮捕されちゃったんです。軽犯罪法違反で。内容は言えませんが、私が警察に行ったら私も調書をとられてしましまして、どんな仕事なんだとか、彼が犯罪を犯す動機づけをしたんじゃないかということで、あなたは身柄引受けできるのかと。身柄引受けぐらいはまずけど、やはり20代後半だと3泊ぐらいじゃないでしょうかと言うと、いや、そんなんじゃ責任持てないみたいなことを言われてしまうんですが。でも彼にもやはり親がいなくて天涯孤独なので、身柄引受人をやる。全く措置とかそういうところとは関係ないんです。自立援助ホームの仕事というのは。それは喜びなんですけどね。嫌だと思っていんですが、警察官とも丁々発止しながら、何で私が調書をとと言いながらやるんですが、格好いいところばかりじゃない青年たちが、確かにふらっとやってきて、保証人になれ、一緒に飲もう、そしてちょっと調子づいちゃって軽犯罪を犯しちゃったみたいな、そういう意味で自立援助ホームを皆さんに支えていただくのはほんとうにありがたいんですが、あまりに中心、中心と書かれると、最後の1行というのはインパクトがありますし、「自立援助ホームを中心に」と書かれると非常にこそばゆいなので、最後から3行目ぐらいにさせていただいて、何かちょっと、表現を工夫していただけると嬉しいかと思えます。

ちょっとエピソードを紹介して自立支援の内容には、こんなことがいろいろあるんだという話をお話ししました。何の役に立つかわかりませんが。

○庄司部会長 ありがとうございます。

この最後の2行は少し推敲する必要があるかなと思います。家庭的養護はこの前段のほうではグループホームを含め、たしか3割程度にということですね、家庭的養護をもっと普

及していく。それから、自立援助ホームというよりも、自立援助ホームも一つの資源として重要ですけども、あと、社会でこの子たちを支えていけるような仕組みというか、そういうこともあわせて考えていくことぐらいにしておいたほうが無難かなと思うんですけども、ほかの委員、いかがでしょうか。

○瀬戸委員 最初の3行は非常によくわかる。明快なんですけれども、最後の2行がわかりにくいですね、非常に。このわずか2行の間に、社会的養護システムという言葉と、中心という言葉が2回も出てきて、家庭的養護と自立援助ホームというものの関係がまたよくわからない。中心が2つあって、中心は1つだと思うんですけども、こういうことなんですかね。家庭的養護を中心とするものに変革するとともに、自立援助ホームの役割をネットワークなどを通じてさらに勢いをつけるというか、元気づける、そういうような趣旨なんですか。ちょっとこれだけ読むと、よくわからなくて考え込んでしまうような文章だと思います。

○庄司部会長 そういった意味で、「提言してきた」で終わっていいのかもわからないですね、家庭的養護を中心にするだけ、自立援助ホームを中心にするだけの中で提言してきたのではないので。ちょっとしり切れトンボになるかなという感じもしますが、「支援の必要性を提言してきた」あたりで、切っておいたほうが適当かなとも思います。

○瀬戸委員 あと、前、部会長が言われたことと関連するんですけども、いろいろなことをわかりやすくまとめてほしいと思うわけですが、読む人に。前回、大きい1枚紙のまとめのようなものがあつたと思うんですが、あれは出すんですか。

○中山少子社会対策部計画課長 いつも審議会の意見具申を出す場合は、本文とそれから概要版というのをおあわせてつくっております。ですから、その概要版をどういう体裁にするかはこれからの工夫次第だと思います。

○瀬戸委員 先ほど、部会長が言われたように、事実と提言をまとめて、いろいろな工夫をされて、読む方のインパクトといいますか、何が言いたいのかわかるようなものが一つ欲しいなという気がしますので、改めてお願いしたいと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。この「おわりに」のところでは、既に都では自立を支援するいろんな施策を持っているので、それを周知することと、活用するというような文言も追加したい。既にあるものを活用して、さらに必要なものはつけ加えていきたいと思います。

それから、25ページの下から2つ目の○で、措置延長や修学資金のことが書かれていま

すが、前に工藤委員、生活育英資金とか……。

○工藤委員 就労育英資金。

○庄司部会長 就労育英資金は創設になるんですか。新しくつくる？

○工藤委員 そうだと思います。ないので。

○庄司部会長 都であまり検討してないと加えられないかもわかりませんが、その修学資金だけではなく、生活を支えるための資金も必要であると思います。

あと時間が5分か10分ぐらいで終わりたいんですけども、どうぞ。

○網野委員 25ページの最後のところで、瀬戸委員と部会長のお話があったんですが、私は自立支援ということに焦点を当てたこの報告に関して、実は、どうしても確かめたいことがあったんですね。具体的に言いますと、現在の大きな流れは、児童養護、社会的養護はできるだけ家庭的養護を中心にするという方向性がありますね。その連動で、自立援助ホームの強化というのもやはり関連性は高いと思うんですが、この「中間のまとめ」では、今後の社会的養護は家庭的養護を中心にするというのはものすごく出ているんですが、そのことが自立支援とどう結びついているのかが、何か接点が見えにくいんですね。家庭的養護のほうがこうこういう面で、ほんとうに自立支援を大いにできるんだとかというものを読み取ろうとしてもなかなか読みにくいんです。ですから、25ページの下はそういう点では削ってもいいのかもしれませんが、最後の最後に、やはり「期待する」とか、「望ましい」とか「必要である」というので終わる形。これは、私はかなり趣旨、主張したいことが明確に出ると思いますので、自立支援にとってこの方向は大事なんだというものを、その前段の、特に「家庭的養護の推進」という中で出せるのであれば、私はむしろ、これは入れておいたほうがよろしいかなと。

逆に言えば、大舎制とか、あるいは中舎制の、いわゆる「施設は」と書かれているのは、家庭的養護と対比した表現なんだろうが、施設という部分では自立支援について結構触れている部分は多いと思うんです。ですから、そういう点で言うと、25ページから26ページにかけて、継続した支援の必要性ということで、この提言を踏まえてこうなんだとしつかり出せるものがあれば、東京都が家庭的養護をさらに推進するという方向とともに、自立支援にとってもこれはものすごく大事なんだということが出てくるとと思いますので、できれば削除の前に、そのあたりを検討していただければと思います。

○庄司部会長 家庭的養護が重要だということは、自立というのは自立する時期に考えればいいということではなくて、乳幼児時期からの育ちが大事だ。その中で家庭的養護の意義

というのはそれなりに論じたと思いますけど、もしかすると少なかったかもしれないですね。

○村井委員 家庭的養護とは一体何かという説明をちゃんと伝わるようにどこかに書きとめておいて、そして言うといいんだけど、読み手はおのおのが自分の家庭を考えて、それと同じようなものだとか誤解をするおそれがありますね。我々が言わんとしている家庭的養護とはどういうものかということをごどこかで押さえて、そしてそれと自立支援との結びつきと書き進めないと、読み手にはちょっとあまりにも専門用語過ぎて伝わらないのかなと、今お話を聞いていて思いました。

○庄司部会長 山田委員が手を挙げましたね。

○山田委員 これも突然入ってきてびっくりしたんですけども、私も社会的養護システムを家庭養護を中心とするものに変革することには全く異議はないのですが、この文脈でいくと、何か施設だと18歳の年齢を超えても継続的援助できないんだけど、とにかく家庭的な養護だったら援助できるとか、つまり何か親代わりをつくるための政策かなというような深読みができてしまうわけです。つまり、普通の通常の家だったら、18歳、あるいは20歳まで親が援助する。でもその親代わりを、養育里親とか、グループホームとか、自立支援ホームが担うというふうに読めてしまう。それを意図しているのかもしれないし、そう私が読んでいいのかもわからないんですけども、いいんでしょうか。結構重要な点だと思うんですけども。私としては、一たんはある年齢で区切った後は、そういうところに育った人もそうじゃない人も、例えばぶらっと来る。例えば、20歳を過ぎて親が亡くなっちゃった人はどこに行けばいいんだということになるわけですので、そこ、いきなり出してきていいのかなというのが私の疑問です。

○庄司部会長 渡辺委員も手を挙げましたね。

○渡辺委員 まず、自立と愛着というのがセットであるんだということをごどこかできちんと確認をしておく必要が多分あったのかなと、今お聞きして思っておりました。社会的養護のあくまでも現状の施設の中で、愛着障害の問題を克服していくときの基本的な愛着関係の経験。あるいはもう少し年齢が上がってきたときの基本的な信頼関係というものを一度密につくっていくという経験。これが実は自立の基盤にあるんだということを明確に打ち出さなければ、説得力というのは多分ない。じゃあ、何で家庭的養護だと。もちろんそれが施設の中で実現されるようにしなければならぬということは当然のことですけども、しかし、施設自体の建物構造の持っている限界として、どうしてもそれまでの生活経験の中の今申し上げたような愛着経験の問題。

もう一つ大きいのは、家イメージとか家族イメージとか、家庭はどういうイメージかということが非常に持ちにくいお子さんたちが多いという問題があるかと思えます。お米の炊けるにおいをかいで、臭いと言う子ども。それからケチャップご飯、チキンライスを見て、お米が赤いと泣くお子さんがいるという現実の中で、生活というところを基盤にして、どのように生活はこういうものだという理屈ではない体験としていくかということ。その2本があって、長い目を見たときの自立の土台がつけられていく。ですから、つまり15歳か18歳かわかりませんが、少なくとも児童福祉法対象の間に、私たちが発達保障としてしなければならない自立のための支援というのはどういうことで、その基盤というのが体制として実現しやすい方向性というのはこれではないかという。

それからもう一つは、問題になっている児童福祉法の範ちゅうから離れて、しかしまだ自立のサポートも必要だという、そのシステムをもう一つ考えようということですから、施設に在籍中にどうやって自立支援するか。それから、それ以降の社会的養護における自立支援システムの中心として、例えば自立援助ホームの活用というような、そういう分け方という理解がよいのかなと思っております。

○庄司部会長 前回の議論というか、御意見を受けて、愛着関係の意義については、ある程度入っていると思うんですけども、ただ、あまりまとまって入ってなくて、あちこちに飛んでいるような感じもしますし、家庭的養護を中心とするということ自体はみんな賛成ですけども、その必要性とか意義とか、もう少し前段のところできき込む必要があるのかなと思えます。ただ、自立を支援すると言ったときに、自立援助ホームが中心でいいのか。ここはどうですか。

○江川委員 施設と家庭が一番違う点を言うならば、先ほどの30代後半も20代後半も、江川だから来たわけですよ。江川じゃなくて、来てみたら違う、親が変わっていたということが、施設だったらあり得ますね。異動があったり、退職したり。ふらっと帰って来てみたら、全然知らない親代わりがいても親代わりにはならない。そういう意味で、社会的養護というものがもともと持っている限界性があるのだけれども、一つはやはり、行政なり国民が、そういったことに税金をきちんと使っていると言っていることだと思えます。税金が今より、例えば3倍とは言いませんけれども、2倍ぐらいあれば、我々はもっと長く定着して働けるかもしれないし、専門性が高まるかもしれないけれども、劣悪な条件の中で、疲労困憊して心身ともにおかしくなってやめていってしまうという職員の回転がどうしてもあるわけです。愛着の対象である職員がいなくなってしまうと、もうその施設はその子どもにとっては価値はないわけですから、その辺のことが、親代わりといえども家庭との決定的な違いが施設にあって、その限界性もある程度明記する必要があるのかなと。現実の問題としてその辺が出てきますので、建前で自立援助ホームや養護施設が「ふらっとホーム」になるといっても、ふらっと行きたくないところではしょうがないわけですから、はい。

○庄司部会長 23ページ、24ページに書かれていますが、自立援助ホームを一つの中心にして、ほかの資源を活用して地域の中で支えていく。そういうシステムが必要ですね。これだと自立援助ホームだけあればいいみたいな形になっていますので、少し広げて書く必要があるかなと思います。

○渡辺委員 今、江川委員のおっしゃったとおりで、養護施設を退所していった子どもたちというのは施設とつながるわけではなくて、やはりその職員、個人とつながっていくというケースのほうがむしろ多いんだろうと思います。実は、そういったことに対しては、もう職員じゃないから、担当じゃないからということではなくて、皆さん個々に、非常に努力されているという実態があります。そういうものは、逆に制度としてなのか、体制としてなのか、サポートなのか、それは浮かび上がらせて、それ自体がまた有機的に有効的に機能していくというような、サポートなりシステムとして明確化していくとか、そういうことが継続支援のネットワークというところには、実は非常に実効性が高いと思います。職員をやめた後もお子さんとつながっている方を例としてたくさん知っておりますので、それは何とか個人の努力ではなくて、サポートできるとなると、これは利用するほうにとっても、元職員か現職員かにしても関係性をつなげていくという意味では非常に有効なんだろうと思います。

○工藤委員 ちょっと質問していいですか。

○庄司部会長 どうぞ。

○工藤委員 江川委員と渡辺委員両方に質問したいんですけど、個と個の関係が最もポイント、大事だといった場合に、家庭的養護とか養育という問題と、施設の職員との諸関係というのは分ける必要があるのか。要するに、個と個の関係ができ上がれば、それはずっと継続的につながりますよねということですね、現実的に言うと。そうすると、家庭的な養護に意義はなくて、そこで個と個の関係ができなければ、結局は同じになるわけですね。個と個の関係なら、施設であろうと家庭であろうと、本来なら関係がないということですね。

○渡辺委員 そうです。

○工藤委員 それともう一つお聞きしたいんですけども、山田委員が言われたように、日本の特殊性で、親とか個人に責任を持たせる社会の意識が強過ぎて、社会的な養護とか、あるいは社会的システムが不整備であるということはいくつもわかります。それが親なのか個であるのかという問題は、親じゃなければならぬ理屈も成り立たないし、親であっていけないという理屈も成り立たないですね。そうすると、要するに個と個の関係が重要なんですよ。

ということのほうを入れておく必要があるんじゃないでしょうか。どっちが優越性があるという問題は、家庭的なほうがいいというのが全体の流れだとしても、施設的な側面だけをすべて否定するというのは、僕はちょっと行き過ぎかなと思うんですが。

○渡辺委員 すいません。施設だろうが、集団規模が大きかろうが小さかろうが、担当の職員と関係ができていくということにおいては、決して施設のことを批判していることを前提にした意見じゃないということだけは御理解いただきたいと思います。

○江川委員 例えば養護施設に十何年いた子どもが、最近はそのようなことが少なくなってきたんですが、以前ならよく、1年おきに担当者が変わって、自分には十何人の親がいるんだよと言って、その中でもまともな人についていくみたいなことが語られた時代がありました。そのことにあまり職員たちが頓着していなくて、いろいろな都合で職員が替わるといっても含めてですが、担当を変えてきたという時代から、今はなるべく、例えば入所の際の担当者が長く働ける、そういった職員側の条件も整えながらですけれども、長くその子を担当していくということに非常に傾いてはいると思うんです。個と個の関係といっても、結局1年おきの個と個の関係であるならば、個別化とは言えないわけですから。家庭的養護という言い方の中には、そういった安定した……、もちろんバッティングはありますからね、向き不向きでうまくいかない場合には最悪の展開になるんですが、その子どもにとって愛着の対象となり得る、トレーニングを積んだ魅力ある職員と出会えたことによってその子の社会的自立は早まるというのは、これは動かしがたい事実なので、それをどう体制としてつくっていくかということで、家庭的養護という名称で呼んでいるわけです。

○庄司部会長 個と個で、しかもそれがそのときだけでなく、継続的な関係が必要で望まれると思います。

○山田委員 私は家族社会学者なんですが、結局問題は、個と個の関係にした途端に、そこに格差が出てくるということなんですね。つまり、うまく継続できた人と、そうじゃない人、自分の親でも、豊かな親もいれば、すぐ亡くなっちゃう親もいれば、被害を与える親もいる。そういう個と個の関係を社会的にサポートするといった場合に、常に平等に与えられるわけではないということ。そこを容認してしまうのかということに、私はちょっと懸念を覚えます。例えば、親が亡くなっちゃったとか、どこか行っちゃった場合でも、そこにいけば何らかの最低限のサポートが受けられるというほうが、私は望ましいと思うし、もちろん個と個の関係があったときにサポートするというのも望ましいと思うので、どちらかに偏らせたくないというのが私の考えです。

○庄司部会長 何と何に偏らせたくないということですか。

○山田委員 ですから、個と個の関係を育てるべきだという一方の極があるとする、個人的な関係を育て、そこをネットワークにするとやってしまうと、格差、不平等が生まれてしまう。親、もしくは親代わりになった人たちがいる、いないとか、豊かだ、豊かじゃないということ。逆に施設のみでも、機関としてやってしまうと冷たい関係になって、放任とか無責任が生じてしまう。だから、どちらもできるようにしておくべきであろうと、私は思っていますが、それをどう書き込むかというのは相当難しいので、ちょっとここでは対案は示せないんですが。

○村井委員 参考資料に「都における社会的養護体系」という図がありまして、そこに施設養護に対して家庭的養護という図ができていますけど、私、家庭的養護というのは、子どもへの大人のかかわり方という、極めて処遇的な問題だと思って今まで話をしていたんです。だから、施設養護においても家庭的な養護をとるという流れで見ていたんですけど、違うんですか。私の不勉強だと恥ずかしいんですが。

○庄司部会長 いろいろな教科書には、おおよそこういう形で分かれていますね。要するに、里親か施設かという感じ。

○村井委員 そうそう。

○庄司部会長 その中間的な形態としてグループホームがあると。

○村井委員 そうそう。里親養護と施設養護というように分かれていますか。

○庄司部会長 家庭的養護という言葉が使われている。

○村井委員 もう？

○庄司部会長 うん。少なくとも東京都のパンフレットでは随分長いこと。

○村井委員 私は、家庭的とか、家庭という言葉はかなりあいまいだと思うんですよ、実は。だから、グループホームは施設養護でもあり、家庭的養護でもありというのも納得できない。何で？

○庄司部会長 より小規模で生活がその中で動かせる。例えば、大舎制の施設なんかだったら……。

○村井委員 そうすると、民間児童養護施設の中の小舎制は？

○庄司部会長 グループホームと大舎制との中間でしょうね。

○村井委員 体制なのか、それとも養護のかかわり方なのかみたいところの整理がついていなくて、この図を見て混乱しているんですけど。

○庄司部会長 この図自体は体制ですね。

○村井委員 体制。

○庄司部会長 だから施設の中でも、より家庭的な養育に心がけるといことは十分ありますね。

○村井委員 児童養護施設は民間と都立とに分かれて図になっていますが、これは言葉の説明のための図ですか。民間と都立に分けているのは何で？ 何か一つの図でいろんな説明をし過ぎではないだろうか。

○江川委員 東京都は何でグループホームをやらないんだという話になっちゃいますよ、これ。

○平山少子社会対策部育成支援課長 民間と都立をあえて別にしている積極的な理由はありませんので、ここは整理します。

○工藤委員 ここは一緒のほうがいいよね。

○庄司部会長 ここはあまり分ける必要がないと思いますね。

○工藤委員 村井委員、聞いていい？

○村井委員 はい。

○工藤委員 家庭的な文言が嫌だとか言うけど、家庭はお互いにわがままできることが容認できる、そういうことだと僕は思っています。そうすると、家庭的養護とか、施設養護と言ったときに、どちらがわがままがお互い言えるとか、そういうような諸条件で、その場が

ある。そうすると、施設のほうがわがままができないから、そういうのは許されないみたいなどころが大きいから、家庭的養護のほうにということだよ。それは間違っている？ 愛情関係とかあれこれ言うけど、結局理解するのは、家族がどこかに旅に出ていたり、どこかに行ったときに、子どもも帰ってきてほっとする、親も帰ってだらっとできるみたいところとか、あるいは言葉の行き違いも含めながら、何となくお互い甘えて、なあなあで解消がつけられるみたいな問題みたいなもの。施設で育った子というのは、ほんとうのところはだらだらもできないし、あんまり許されるものが少ないんじゃないか。許されることを多くするということは、施設の開放なのか。里親だって、ほんとうはわがまま言えるような状態の里親が許されるといいのかとも思うんだけど、どうなんでしょう。難しく僕も頭が混乱しているんだけど、家庭とか何とかというイメージで言うと、ほかのところとどこが違うのと言ったら、そこでは自堕落にできるし、ほっとできるし、わがままができる、それをお互いが許し合えるというようなもの。それが許し合えなかったら、親子関係であったり、家庭ではないと思っているので。僕の感覚では、ですよ。それができなければ、家庭では育てられない。そういう子がいるんだよねということも事実なので、どうでしょうか、そういう……。

○村井委員 私は、そういう自堕落で甘えがあって、大人も子どももでれっとしてということが、施設では全くなくて、そして家庭的養護のほうではあるんだという対立概念で、この図を読むというのはすごく違うのではないかと思うんです。私は、施設養護の中にもそれは取り入れられるべきだと思っているし、それから、そのこととの関連で私が慌てているのは、本文の最後で、「都の社会的養護システムを家庭的養護を中心とするものに変革し」と、もっと家庭的養護のほうをやるんだと言ってしまっているわけですね。それはこの委員会の合意ですか。家庭的養護の割合を3割にとというのは、どこから出てきたんだっけ。

○庄司部会長 都の方針で出ている。

○村井委員 そうですね。そうすると、25ページの「都の社会的養護システムを家庭的養護」、これは、私は理念だと思って見過ごしていたんだけど、この参考資料の図だと、里親を中心にしていくんだと読めてしまうので、それで今慌てているんです。そうでしたか。

○網野委員 里親とグループホーム。

○庄司部会長 これをもう少し数を増やすということでしょうね。

○山田委員 家庭的養護という言葉がどうも二重に使われているみたいで、施設を分類する際の名称として使われているのと、あと施設の中でも特定の人とのつながりを強めるといったような形で使っている部分もあるので、そこが混乱のもとではないかなと。

○村井委員 私の混乱はそこに。

○山田委員 ですよ。

○庄司部会長 いや、家庭的養護というのは基本的に里親制度であって、家庭的な養育というのは、僕も詳しく本文を読んでいないけれども、多分違う使われ方をされていて、そこは誤解はないと思うんです。

○村井委員 養育ね。

○庄司部会長 この文章の中でどうかは、ちょっと自信ないけれども。ただ、施設のいい面ももちろんありますが、家庭的な環境のほうが、例えば大人との安定した関係を持ちやすいとか、生活の実感を持ちやすいというメリットはあるわけです。逆に言えば、児童養護施設などでは個室もなく、ゆったりできる場がなく、それから食事メニューは1か月決まっている。好きなものが食べられるわけではない。それがお昼だけではなくて、朝、昼、晩あるわけですね。そういうことを考えれば、生活環境として、より家庭的な環境、小規模で、あるいはグループホーム、あるいは里親家庭のほうが望ましいというのは、これはあまり異議が生じないことだと思うんですけれども。

○村井委員 やはり、家庭的な養育と家庭的養護というのを文面の中できちんと区別するという。東京都の社会的養護体系の中での家庭的養護というのは、グループホームも入ってしまうわけね。

○庄司部会長 家庭的養護と施設養護の中間の形態と僕は考えていますけれども、ほかの人はいかがでしょうか。

○村井委員 国のほうの名前で言うと、地域小規模に当たるんですか、これは。

○庄司部会長 グループホームも二つあって、里親型のグループホームと施設の分園としてのグループホーム。

○村井委員 それはファミリーホームという名前？

○庄司部会長 そうそう、里親型のグループホーム。

○村井委員 このグループホームというのは、地域小規模のことを言っている……。

○庄司部会長 イコールではない。東京都独自の制度があるから。

○平山少子社会対策部育成支援課長 両方入っています。

○工藤委員 11ページに、「例えばアメリカやイギリスでは、社会的養護を受ける子どもの」とあって、「これに対し」といっていますが、これは成果が上がっているという評価性を入れているということですね。

○庄司部会長 施設での養育の弊害によって施設をやめて、里親家庭で養育すると。

○工藤委員 肯定的な評価として入っているんですね。

○庄司部会長 そうですね。

○工藤委員 そうすると、何が肯定的なのか。例えば欧米では、実体数として、どのような形でこのシステムになったらどう変化したのかというような評価というのはあるんですか。

○庄司部会長 研究自体は多分山のようにあると思いますが。

○工藤委員 そうすると、ここはやはり、何かちょっと入れてもらったほうがありがたいですけどね。

○庄司部会長 何かちょっとというのは？

○工藤委員 要するに、どういうふうに変ったのか。効果性としては何か違いましたみたいな。そうすると……。

○江川委員 施設の関係者が里親のことを持ち上げてはいけないんですけども、私、この児童福祉審議会でも里親制度の絶対的優位性というのは何度も言ってきたと思います。ですから、日本及び東京都で里親が増えていかないという現状に対しては、田辺委員がおっしゃるように、やはりもっともっと里親が増えるような努力、宣伝、いい話をどんどん出していくということが必要だと思っています。基本ラインはそこで、3割まで行くということが合意だったのかと言われると、3割という数字の根拠と、何年後に3割なのかというような

精査はされていないので。3割という字は当初出てきていましたけれども、今回これには入っていないんですか。

○庄司部会長 入っていたと思います。

○江川委員 すみません、ちゃんと読みこなしていないので。

それで、社会的養護の体系についてですが、既に2ページの脚注の中に、我が国ではということで、社会的養護は、施設養護と家庭的養護が大きな2本柱と表現されていて、参考資料の村井先生の指摘した図もそういう形で分かれています。確かに今、施設養護のよくない点を改めるために、グループホームであるとか、もう一つ今回のこれの中には出てこないんですが、今、国も東京都もユニットケアというのを重視して始めていて、施設の中で、6人以下の子ども数で、そこで御飯が食べられて、お風呂に入れて、担当の職員がいるというユニットケアも推進しているので、例えば、この家庭的養護の中に、新たに施設養護の中でトライできるグループホームとユニットケアというものも、ちょっと並列して書いていただきたいなと思います。この都における社会的養護体系は、こういうくくりで来ちゃっている現実はあるので、ちょっと納得できない部分もあるんですが、仕方がないかなとも思うんです。村井さん、いかがでしょうか。

○村井委員 不勉強でした。でも、ちょっと思ったのは、里親はいいんだということで、施設養護の中での可能性をきちんと指摘しないで、やはり施設はないほうがいいんだというのは、まだ乱暴ですよ、実態から踏まえると。だから、江川委員が言ったように、施設養護の中でも、家庭的養育を追求するところを少し可能性として残していただけるといいかなと思ったりもします。

○庄司部会長 どうぞ。

○網野委員 私は、この家庭的養護のいろいろな表現の中には、施設との接点というのは読み取れる部分があるかなと思います。文字どおり子どもが特定の職員と非常に関係を持ちやすい、それは小規模ケアということにもなるんでしょうが、それから今出ていた家庭的雰囲気というか、家庭的養育という言葉はまた別の概念ですね、かなりちょっと難しい概念。難しいというか、ややこしくなる概念で、要するに家庭的環境とか家庭的雰囲気、ちょうど今ユニットケアありましたけれど、週に何曜日と何曜日しかお風呂に入れないとかというのではなくて、子どもたちがルールを決めたり、好きなときに入る。職員と話し合っ決めてとか。それから、「ただいま」と帰ってきたら、まず冷蔵庫をあけるとかですね。そういうような部分は本当に、施設ケアの中で、これからますます求められると思うんです。ですから、家庭的養護という視点を重視した施設養護については、多分東京都の方向はそれも相

当踏まえていると思うんです。やがてそれがグループホームとかファミリーグループホームとかに転換していくことでしょうし。だからそういう点では、最終的に自立支援という視点から言うと、そのほうが明らかにプラスなんだということが、やはりきちっと読み取れる内容でなくてはいけないかなと思います。

ごめんなさい。どうしても、いいでしょうか。オブザーバーという立場をもうとっくに前から超えているんですけども、部会長へのプレッシャーではありませんが、ちょっと申し上げたいことがあります。ここで触れられていない中で、どうしてもこれは入れるべきではないかというこだわりを一つだけ。15ページで表現するのがいいかと思うんですが、今回、結局自立支援を誰がするかという、職員とか専門性の部分になかなか踏み込めなかったんですね。これはもうタイムリミットもありますし、いろいろ読み取る努力をするということにもなると思うんですが、せめて第4の1の下から3つ目、「このためには」というところ、これが今議論されていることとほとんど重なってくると思うんですね。愛着にしる、家庭的な人間関係とか、自立を促進させる部分に非常に関連すると思うんですが、このライフステージに応じて支援する機能を充実していく必要がある。その次に、例えば、先ほど大谷委員がお話しされましたけれども、まさにそのこと、この視点を重視した職員の意識改革あるいは意識浸透や職務体制の充実が求められる、これはやはり入れるべきではないかと思うんですね。施設が自立支援を進めよう、あるいは家庭的養護で自立支援を進めようというときに、画竜点睛を欠くほどまでにはならないかもしれないけど、やはり誰がやるかといったことが一番求められているわけで。新しくそういう専門性を持った職員を置くというのは、東京都独自だけではとても不可能だと思いますので、職員がそういう意識をしっかりと持って日々生活をしていく。それが先ほど来議論していることとすごく結びつくと思いますので、その視点を重視した職務体制の充実とかということは、ほんとプレッシャーで申しわけありませんが、入れるべきだと思います。

○庄司部会長 前回も自立支援を誰がするかという議論はあって、それが入っていなかったということもありますので、ここは入れた形で次回提示したいと思います。

まだ御意見があると思いますけれども、もう時間を大幅に過ぎていますので、今日はここまでにしたいと思います。なお、御意見がある方は1週間ぐらいの間に事務局のほうへ連絡をしていただければと思います。

今後の進め方について、事務局のほうでお考えはございますでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、今後の審議の進め方について御提案させていただきます。当初は、年度内にこの「中間のまとめ」を本委員会に専門部会から報告し、御承認をいただくという予定で進めてまいりましたが、この間、このテーマに対する皆様方の課題といたしますか、問題提起も含めまして非常に御熱心な議論、御審議が続いておりますので、あえて年度内で区切りをつけるというやり方もあるんですけども、もう少し時間をか

けて、よりよい「中間のまとめ」にしていきたいと思っております。

それで次回は、年度をまたぎますけれども、4月にこの専門部会を、本委員の方全員を含めた形での拡大専門部会ということで、1回御審議をいただきたいと思っております。そこで最終的にまとめた「中間のまとめ」を、5月を目途に本委員会に報告するという形をとらせていただければ、大変ありがたいと思っておるところでございます。

○庄司部会長 前期の審議会もそうだったのでしょうか、年度をまたいでということで。2月に開催したときは、今日は本委員会を行う予定でしたけども、もう1回十分な議論が必要ということで、専門部会とさせていただきます。今、事務局から4月に拡大専門部会、そして5月に本委員会を行うという案をいただきました。ということで、いかがでしょうか。よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

事務局には、日程の調整とまとめと、それから委員会の前に、ぜひ資料をお送りいただきたいと思います。

それでは、本日の審議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会